平成２９年（フ）第６６１５号
東京都中野区弥生町１丁目６－５－402
債務者　山下　　力
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６１６号
東京都中央区新川１丁目30－４－206
債務者　岸谷安耶佳（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６１８号
東京都大田区池上３丁目21－９　ドエル、セレクト18　403
債務者　木下　勇樹
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６２１号
東京都東大和市中央１丁目16－８－201
債務者　永岩　昭子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６３１号
東京都江戸川区篠崎町６丁目８－５－201
債務者　篠原美奈江
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６３３号
東京都足立区江北１－32－13　第１梶マンション402、住民票上の住所東京都足立区江北１丁目32－13－402
債務者　望月　宏二
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６３８号
東京都足立区平野２丁目９－22
債務者　芹川　弘美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８１４号
東京都小平市天神町１丁目１番４－103号
債務者　西川　静代
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９号
愛媛県大洲市大洲751番地１鉄砲町第１団地101号
債務者　宮井　友保
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第２０号
愛媛県大洲市大洲751番地１鉄砲町第１団地101号
債務者　宮井枝美子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２９年（フ）第６７号
栃木県小山市城北４丁目33番地６　コーポライラック102号、従前の住所栃木県小山市東城南４丁目27番地５
債務者　相樂　信二
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６４２５号
東京都台東区雷門１丁目５－９
債務者　高石　英一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５０９号
東京都江戸川区一之江１丁目１－３－303
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５５０号
東京都港区芝浦３丁目15－５－606
債務者　下山　秀二
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５７１号
東京都新宿区新宿５丁目９－６－502
債務者　南　　麻里（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部